

9月9日

とちぎ元気フォーラム in 那須塩原

2007年9月9日、那須塩原市いきいきふれあいセンターにおいて、福田富一知事が県政について住民と直接話し合う「とちぎ元気フォーラム in 那須塩原」が開かれ、市民111人が参加した。最初に提出された文書によるアンケートでは産廃処分場に関する質問が55人から出され、最も関心を集める議題となった。

質問1 青木地区 眞嶋

知事は法律以上のことはできないと言ったが、その法律は廃掃法のことだと思う。しかし、その上位に憲法がある。最近の産廃運動では憲法の人格権、環境権で住民が勝っている。

那須塩原市には計画まで入れて処分場が180もある。地下水や湧水が大田原地区、湯津上地区に流れていることがわかっている。廃掃法に問題があるとしても、なぜ憲法の人格権、環境権で住民を守ろうとしないのか、それが理解できない。

答え 知事

最近では裁判所の判断で住民が勝ち取った判決が出ている。それらの判決と県の産廃行政をどのように結びつけていくべきか、まだ確立されたものがない。人格権、環境権を優先して産廃が一定量になったら許可できないと確定したものがあれば、私もそうしたいと思っている。

今、我々は環境保全協定を地元と締結することを業者に指導し、地元が駄目だというなら業者に許可しないという方針であり、今の一番早い方法としては、地元が環境保全協定をこの業者と結ばないということを明確にしてもらいたい。

私からお願いしたいことは売る先を考えて下さいということです。我々だって法律に基づいて仕事せざるを得ないので、産廃処分場はない方がありがたい。売る方があって買う方があるのだから、我々も最大限努力したいが今の状態では法律に基づいてやるしかない。

質問2 赤田地区 鈴木

産廃問題は今許可を止めないと、これから10年、20年とどんどんできてしまうので、まず目先のことで処分場、中間処理施設を解決しないと前に進めないと考えている。

赤田地区の東武商事の場合、売るかどうかの権限は農業委員会がもっていた。その中で100%黒ではないにしても99%黒に近かったということが言われている。そして許可があったから売ったということがある。さきほど知事の言葉で売らないで下さいよとあったので。

法の手続きがしっかりしていれば売買は起きなかった可能性がある。それから国土法の届けが、県の届ける義務、指導要綱で県の段階の時期にその売買において、その後きちんとした手続きをとらずにやっていた。そのことがわかっていたのか、処分がされているのか。多分されていないのではないか。要するに売買が起きるときに地元の人が知っていれば国土法との関係で売買が起きなかった可能性がある。

赤田工業団地においては都市計画法で言うと工業専用地域であるため、その都市計画法により工業団地が県の指導によって団地になっている。その団地の作り方が中間処理場を作ることを想定した団地の仕組みになっていないと感じている。

と言うのは東武商事ができる場所から私のところは300メートル以内だが、私のところは無指定の農業振興地域で工業団地の中ではない。だから300メートル規制が適用されれば私ももの申すことができたと思うのだが何も相手にされない。工業団地をはずれた農業振興地域だとどうしてなのか。

なぜ300メートルなのか。空気を通して周りに環境汚染が降り注ぐ。壁があるわけではないですから。無指定のところであろうと工業専用地域であろうと同じ条件で住んでいる。工業団地から9メートル道路一本隔てたところに我々は住んでいる。それなのになぜ工業団地をはずれた300メートルだと相手にしないのか。指導要綱を作るときも県民の声を聞いて作って欲しいと思う。

まずはもって目の前に迫っている許可を私はして頂きたくない。事業者の信託といった面からも、嘘つきのような事業者にこれから将来の維持管理ができるのか大変不安を感じている。

答え 知事

いままでは行政の判断、あるいは地元の要望があって各地域に工業団地が作られた。いずれも工業団地は工業専用地域なので法律上は中間処理施設ができてしまう。

真岡市や壬生町でも同様に、周辺の方と合意が得られないという問題が発生している。今までは工業団地には中間処理施設が入っていることを地元と議論しないで工業専用地域に指定してしまったと、私自身も振り返って思う。

しかし、これからは工業団地の要請があった場合、中間処理施設を認めるかどうかを地元と十分議論して縛りがかかることが求められると思うが、今までの工業団地はそういう議論を十分しないで作ってしまった。

今回の東武商事の場合は工業団地の中だから指導要綱で定められた住民と環境保全協定を締結する必要はない。しかし、事業者に対して地元の理解を十分得るようにと指導をしている。

質問3 青木地区 稲垣

さきほど知事は土地を売った人がいる、それが産廃の原因の一つだと言われたが、地元で一番迷惑しているのは土地を売った人ではなく、その周辺にいる人たち。土地を売った人が産廃で迷惑しているのではなく住民です。だからさっきの知事の言い方はおかしいと思う。それが一つ。

もう一つは地元が環境保全協定を結ばなければ現在の指導要綱で行くところの建設許可を受理されないのかどうか。指導要綱で環境保全協定を締結しない場合に業者から出される建設申請を受理されないというか、県が受け付けないということまで理解していいのか。

答え 知事

地主さんに土地を売らないで欲しいとお願いしたい。周辺の住民に対しては不安を解消できるよう適切な指導をしていくために対応を協議している。

環境保全協定の件ですが、書類が先で許可をしないのか、受付をして許可しないのか、これちょっと微妙なところなので、私もここで答えできないので、後で稲垣さんに文書でお答えしたい。

質問4 青木地区 小林

那珂川の上流にあたる高林地区には120の産廃処分場があり、計画を入れると180の産廃処分場があるということで我々は大変な危機感をもっている。

那須地域環境対策連絡協議会は水源保全条例を作って頂きたいという要望書を提出したがこれはどうなっているか。那珂川は東の四万十川だと知事が言うなら、清流を守るために行動を起こすべきだと思う。その知事の行動が私たちの生活を守ることになると私は考えているので、是非、総量規制をして頂きたい。

つい最近も産廃処分場から出た汚水が漏れて那須疎水に入った。この那須疎水を私たちは飲料水として飲んでおり、もちろん農業用水としても利用している。是非、この水を守るための水源保全条例を作って行動を起こして欲しい。

120もある処分場に持ち込まれる産廃は75%が県外から来るもので、県外からのゴミを那須塩原市は受け入れており、そのために私たちは大変な迷惑をこうむっている。もし市内のゴミだけなら10%もないはずで、県外と市外から来るゴミで90%になっている。それを私たちは長い間受け入れてきた。

だからもう我慢できないと起ち上がったのが青木の運動であり、戸田、赤田の運動で、この運動はどんどん広がっていく。全国で120もの処分場がある地域は他にないのだから、是非、総量規制をかけてもらいたい。

また、最近の新聞報道では千葉県旭市で県が許可した産廃処分場を地裁の判断で取り消すことになった。千葉県が出した産廃処分場の許可を地裁の命令で取り消す。その理由は処分場を運営する業者が財政面から維持管理が難しい、そのために周辺住民が直接被害を受ける危険性があり、千葉県がこの産廃処分

場の業者を経理面から十分な調査をしていないという理由で許可を取り消すことになった。

青木の処分場計画では柳産業という業者は資本金1千万円であり、その業者が28ヘクタールという広大な土地に100年も産廃を埋める計画をたてたが、これは1千万円の資本金でできる話ではない。それを県の方ではどう考えて環境アセスをやれと言ったのか。もし十分な調査をしたのであれば最初から受け付けられないはずで、そののところ私にはどうしてもわからない。

柳産業は栃木県のホームページを見ると産廃業者の優良業者になっていないようです。優良でない業者が100年も埋め立てるといふ処分場計画を受け付けて、環境アセスをやらせた県の責任はどうなのか。

それに今回、柳産業は計画を3分の1に縮小してきたが、それでも千葉県で問題になった処分場の面積より大きい。柳産業は3分の1に縮小しても30年埋め立てて終わったら、まだ隣が残っており次の30年、次の30年で結局90年はできる。それを考えると最初に計画を受け付ける時に県の調査が不十分だったと言わざるを得ない。

県のほうでは今、環境保全協定を結べと、もし住民側が協定を結ばなければ、申請を受け付けないと言っているが、その前にやることがあったのではないか。住民がこんなに反対運動しなければならぬ、このような住民に迷惑をかける県政ではなく、県が受け付ける前に調査し判断して住民を守るための県政をして頂きたいが、その辺についてどう考えるか。

答え 知事

水源の保全のあり方、総量規制をどうするかについては、青木の柳産業に関する要望書の中でふれていたもので、どのようにできるか那須塩原市と話し合いをしている状況であり、今は明確な判断ができるところに到っていない。

柳産業は面積を減らし、環境アセスが不要な規模に縮小して変更届けを出してきた。千葉県旭市の許可取消しの判断では、資力の部分が大きく取り上げられたので、これから書類審査をしていく中で行政としては十分な意見聴取をして、財政面の裏づけも重要な審査の項目としてやっていくことになる。

質問5 戸田地区 松本

戸田で酪農と野菜で生活している。戸田に中間処理場として焼却場の計画が出ているが、これができた場合私たちは生活できないだろうと思っている。農産物や牛乳はイメージが大事だ。本州一の生乳量ということで、ここには農業で生活している人がたくさんいるが、もし1年後に中間処理場が出来たらここで生活できるのかという事態が起こる。私は29歳だがこの地で暮らしていけるか不安です。

質問6 戸田地区 木村

現在、自治会に入っている人が170、東京や埼玉から来た人が60戸、合計で230戸という所帯があります。戸田地区は天皇陛下が通る玄関口で、そこに立てたくないが、我々の命と生活環境を守るために産業廃棄物反対の看板をあえて立てた。

我々は市民として、また県民の一人として農産物の安定供給をする、ここは生産する場所でもあるので、我々の生活と命がかかっているということを深く理解して頂きたい。

先日、8月5日に戸田調整池で総決起大会をやった。現在戸田には産廃処分場が50か所あり、4か所が稼動しており、さらに8か所の計画がある。また、明治実業という会社の中間処理場は、日量140トン2基で280トンの24時間稼動の焼却炉を建てるという計画が出ている。ここも天皇陛下が通るところから150メートルの範囲です。その場所も周囲は酪農家、野菜農家、果樹農家の全く中心であり、3万6000平方メートルの原生林を切り開いてそこに焼却炉と破壊機械の工場を建てるという申請が出されている。

これは我々住民と那須塩原市が一丸となって阻止しなければ、那須塩原市は破滅します。と言うのはここは水の源である。きのまた用水と那須疎水は全て戸田調整池から出て延々300キロ近い水源になっている。それが那須野が原の4万世帯の水源となり、農業用水となっている。この自然豊かな那須野が原をこれ以上汚すことはできない。

法律がどうあろうと、私は命をはって地域住民を守る覚悟です。最終的に私は命を捨てます、これだけは覚悟してください。知事が初めて所信表明演説をしたときは私も聞いている。そのために私は戸田の地域センターをお貸しして知事のお考えを聞いた次第です。よろしくお願いします。私は命をかけます。

答え 知事

産業廃棄物の問題については多くの方々から行政の手ぬるさへの指摘を頂いた。国に対してものを言っていかなければならない。市とも役割分担しながら、この問題について県として果たす役割、市としての役割、これらを早急に区分をして、地域の皆さんが他にやるべきことがたくさんある中で、この問題で大勢の皆さんが時間を割いて命までかけるという話になっていることは、私も申し訳ない気持ちで、大変に残念なことだと思う。私も現状を憂慮している一人です。これからピッチをあげて市との協議を進め、更に真剣に考えたいと思う。

質問7 那須地域環境対策連絡協議会 松本

今日こういう会議があるというので、青木の要望書を持って行ったときの要旨と解答を皆さんに言葉で伝えているが、実際にこういう場で意見を述べて、それがどう反応して返ってくるかを体験して頂く良いチャンスと捉えた。

青木だけでなく、戸田と赤田地区の産廃中間処理場が建設を進めることにつ

いて住民総出でこれを阻止する運動を展開中であり、この後で青木に続いて戸田、赤田も県に陳情に行くのでこんな話になるだろう。しかし代表が行って話をするよりも各地域代表の方々の切実な声を聞いて頂きたい、そのようなことで各自治会、青木、戸田、赤田から参加して、那須塩原市民に聞いて頂くと同時に県にも聞いて頂きたい。その願いを持って今日は参加しようというPRをした。

青木地区については新規の協定書が出なければ許可は見合わせるという知事の発言があったので、是非各地域の反対運動でそのような動き方をすることが結局知事への阻止の一つの手段と捉えたいがいかがなものか。

答え 知事

まず、保全協定についての対応を地元で明確にしてほしいと、私はお願いせざるを得ない。これは他力本願で誠に申し訳ないと思う。しかし、地元の意思がはっきりしたものについては私も決意をもって臨みたい。

参考

産廃施設めぐり知事発言

「決意」真意明かさず（下野新聞 07.09.27「記者席」より）

<http://aoki-no3p.com/070927.htm>